

令和6、7年度

阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度 公募要領

1. 目的

空き家・空き地所有者等に対して、市から協力事業者の情報を提供することにより、所有者等による空き家・空き地の適切管理を促進する。

2. 制度のフロー

- (1) 市は要件を満たす事業者を募集し、「協力事業者等」として登録する。
- (2) 市は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「阪南市空き地の適正管理に関する条例」に基づく指導書等を空き家・空き地所有者等に通知する際に、協力事業者等の情報を提供する。(別途、市ウェブサイトに掲載する。)
- (3) 空き家・空き地所有者等は、直接、協力事業者等に連絡し、作業内容・見積額を確認・了承したうえで、草刈作業を発注する。
- (4) 受注した協力事業者等は草刈作業を実施する。
- (5) 草刈作業終了後、発注者に対して見積額を請求する。
- (6) 協力事業者等は草刈を受注及び草刈作業を終了したときは、阪南市市民部生活環境課に報告する。
- (7) 阪南市ふるさとまちづくり応援寄附返礼品提供事業者が受注した場合、返礼品提供事業者募集要項の手続きにより相当額の支払いを受ける。

3. 登録の要件

阪南市内に主たる事業所のある個人、団体又は法人であって、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度要項第3条の各号のいずれにも該当していないこと。

(2) 標準的な草刈作業の見積額（1㎡あたり）が200円（処分費含む。消費税除く）以下であること。

※標準的な草刈作業の見積額とは、作業の実施にあたり特段障害となる要素（車の横付不可、急傾斜地等）がなく、100㎡から200㎡の土地で夏場（6月から9月）に高さ1.0mから1.5mの雑草が繁茂している状況での見積額とする。

(3) その他以下に記載する内容を遵守すること。

- ・草刈作業の実施に関し、誠実かつ良心的に行うこと。
- ・草刈作業により生じた草等は適正に処分すること。（野焼き行為はおこなわないこと。）
- ・草刈作業の全部を第三者（法人にあってはその構成員を除く。）に請け負わせないこと。
- ・草刈作業の受注により知り得た個人情報、調査資料等を第三者に漏らさないこと。
- ・草刈作業前に作業内容及び金額を依頼者に十分説明の上、草刈作業について依頼者から発注を受けること。なお、見積は無料とすること。
- ・草刈作業を受注したときは、発注者から市が送付した指導書等の整理番号を確認し、作業予定日と一緒に市へ報告すること。
- ・草刈作業後は、依頼者に写真等をもって実施状況を報告すること。
- ・草刈作業に係る費用の受領は、作業実施後に行うこと。
- ・草刈作業実施後、速やかに阪南市に実施の報告を行うこと。
- ・作業受注に伴う事故、苦情、トラブル等は、誠意をもって依頼者との間で解決を図ること。

・阪南市空き家・空き地草刈協力事業者登録制度要綱、その他関係法規を遵守すること。

なお、上記の項目に反したときは協力事業者等としての登録を抹消されても異議を唱えないこと。

4. 登録期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日

※ただし、登録期間中に阪南市競争入札参加資格を失った場合は、登録を抹消する。

また、指名停止措置を受けた場合、その期間中は登録を抹消する。

5. 公募要領の配布

(1) 登録申請期間：令和6年3月29日（金）から令和6年5月31日（金）

(2) 公募要領配布方法：阪南市市民部生活環境課で配布します。

または、阪南市ウェブページからダウンロードできます。

6. 申込受付

(1) 提出書類

- (1) 草刈協力事業者等登録申請書(様式第1号)
- (2) 法人にあっては法人登記事項証明書、個人にあっては住民票
- (3) 市税に未納がないことを証明する書類
- (4) 定款、規約、会則その他これらに類するもの（申請者が法人その他の団体に限る）
- (5) 要綱第3条第1号から第6号までの各号に該当しない旨の誓約書
- (6) 誓約書（様式第2号）

ただし、阪南市入札参加資格を有する者、公益法人阪南市シルバー人材センター及び自治会は、上記（2）から（6）の書類の提出を省略することができます。

(2) 提出期限：令和6年5月31日（金） 午後5時15分（必着）

郵送又は持参による。

(3) 提出場所：阪南市市民部生活環境課

7. 協力事業者等の決定通知

協力事業者等には、郵送にて決定通知を送付する。

8. その他

- (1) 協力事業者等は、登録を抹消された場合も、その時点で当制度により受注している案件については、責任をもって業務を遂行すること。
- (2) 市は、協力事業者等が指名停止措置となっている期間中は、その協力事業者等の情報を提供しない。
- (3) 空き家、空き地所有者等と協力事業者等との間で発生した損出・損害等について、阪南市は一切の責任を負わないものとする。